

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」
に基づく令和 2 年度取組状況報告書



札幌市子どもの権利総合推進本部

○第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本理念

「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」

I 取組の概要

子どもの権利の普及・啓発の取組	1
子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況	1
子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）	2
子どもの権利に関する教育委員会の取組	3

II 取組の状況（推進計画の基本施策ごとの主な取組状況）

基本施策1 子どもの権利を大切にすることの意識の向上

(1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進	4
(2) さっぽろ子どもの権利の日事業	6
(3) 学校教育における理解促進に向けた取組	6

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

(1) 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進	9
(2) 施設や地域における子どもの参加の促進	11
(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査	11

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの安心と学びのための環境づくり	13
(2) 子どもが安心して暮らせる環境づくり	14
(3) 困難を抱える子どもへの気づき・相談支援	16

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況	17
(2) 児童虐待への対応	19

III 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営	21
2 第3次子どもの権利に関する推進計画	21

I 取組の概要

子どもの権利の普及・啓発の取組

○ 主な子どもの意見表明・参加の促進の取組

- ・ 「子ども議会」に子ども議員10名・サポーター6名が参加。札幌のまちづくりに関して各自学習を行い、子ども議員それぞれがまとめた意見を超まちフェスで発表
- ・ 「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」に計231通、770件の回答
- ・ 「子どもの権利条例」を制定している奈井江町、北広島市、長野県松本市との「4まち交流事業」をオンラインで開催

○ 主な理解促進・意識向上の取組

- ・ 学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携して配布（小学4年・中学1年生全員）
- ・ 子どもの権利普及ポスターを作成し、学校や各施設などに配布
- ・ 子どもたちから作品を募集した「子どもの権利せんりゅう・ポスター展」を開催
- ・ 新たに乳幼児保護者向けリーフレットを作成し、関係機関と連携して配布

子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況

「子どもに関する実態・意識調査」結果や令和2年度から開始した「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」結果から、推進計画の成果指標の状況を把握し、取組の検証や計画策定の基礎資料として活用している。

指標	対象	平成30年度※1	令和2年度※2	目標値 (令和6年度)
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	67.4%	67.6%	80.0%
子どもの権利についての認知度	子ども	61.4%	71.0%	75.0%
	大人	61.0%	63.1%	75.0%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8%	62.3%	70.0%
	大人	49.2%	50.7%	65.0%

※1 「子どもに関する実態・意識調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」結果。子ども未来局が実施。

【まとめ】

パンフレットの配布やポスター掲示など、学校・教育委員会と連携した子どもへの広報・啓発活動のほか、他自治体との交流会のオンライン開催や子ども議会の書面による実施、子どもの権利せんりゅう・ポスター作品の募集など、コロナ禍においても子どもの参加や理解促進の取組を進めるため、新たな開催方法も取り入れ実施した。

推進計画の成果指標に関して、令和2年度「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」結果では全般的に上昇傾向にあるものの、「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」が子どもで減少しており、長引くコロナ禍において子どもたちの学習機会や体験機会が失われていることもひとつの要因と考えている。

今後、子どもの体験機会や参加の取組を進めていくとともに、さらに子どもの権利の理解促進に向けた普及・啓発を進め、いじめや虐待などの権利侵害からの救済活動の充実を図りながら、より一層の子どもの権利保障の推進に取り組んでいく。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに関わる相談から実際の救済までを行う。行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけを行っている。

○ 相談件数

年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
実件数	833 (16.7%減)	943 (13.2%増)	833 (11.7%減)	1,003 (20.4%増)	882 (12.1%減)
延べ件数	3,515 (13.7%減)	3,299 (6.2%減)	2,653 (19.6%減)	3,062 (15.4%増)	3,230 (5.5%増)

() は前年度比

- 令和2年度の相談件数は、実件数 882 件、延べ件数 3,230 件
- 前年度に比べ、実件数は 12.1%減少しているが、延べ件数は LINE による相談の通年実施を開始した影響もあり 5.5%増加している。

○ 「調整活動」の件数（調整先別）

調整先	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
学校	20	13	13	9	11
その他 (うち虐待通告)	3 (3)	5 (0)	7 (1)	5 (1)	9 (3)
合計	23	18	19 [※]	13 [※]	19 [※]

※ 調整先が複数となるケースがあるため、調整先の合計が件数の合計と一致しない。

- 調整活動は 19 件実施。
そのうち、学校を調整先とする案件は 11 件となっている。
- 令和2年度における学校以外の調整先
市児童相談所（5 件）、市教育委員会（1 件）、市保健福祉局（1 件）、
北海道警察（1 件）、札幌法務局（1 件）、

○ 救済の申立て

- 令和2年度は救済の申立ての案件はなし。

○ 新たな取組

- 子どもを対象とした LINE による相談について、平成 30 年度、令和元年度の試行実施結果を踏まえ、令和2年度より通年で実施することとした（LINE による相談は令和3年3月26日より一時休止中）。

○ 新たな広報活動等

- 学校のトイレや学級内など、子どもたちが日常的に目にする場所に貼付できるステッカーを、各学校や児童会館等に配布した。また、札幌市広報部公式 Twitter や YouTube に子どもアシストセンター周知のための広報動画の投稿を行った。

子どもの権利に関する教育委員会の取組

教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市人権教育推進事業の実施と併せて、学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ・不登校への対応などを通して、子どもの安心と学びのための環境づくりを進めた。

○教職員向け研修

校長や教員が権利条例についてより一層理解することができるように、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」・中堅教諭等資質向上研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、ピア・サポート*に関連した演習などを行った。

※ 子ども同士（仲間=peer）が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「札幌市における子どもの権利に関する取組について」	園長・校長 54名
中堅教諭等資質向上研修	講義「子どもの権利を大切にされた教育の実際」	対象教員 175名
初任段階における研修「1年次研修」	講義「子どもの権利を大切にされた教育の実際」	対象教員 314名
教育センター 研修講座	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」	教員 22名
	講義「不登校への対応」	教員 24名
	講義「自殺予防の取組～教師として大切なこと」	教員 23名
	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐ ピア・サポートについて」	教員 82名
	講義「不登校への対応」	教員 101名
	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談 ～子どもや保護者との関係づくり～」	教員 107名
	講義「子どもの権利や命を守る」	教員 47名

Ⅱ 取組の状況

(第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本施策ごとの主な取組状況)

基本施策1 子どもの権利を大切にすることの意識の向上

(1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施

① パンフレット等

権利条例の内容や子どもの権利に関わる具体的な事例を紹介するパンフレットや、救済機関を紹介するチラシ等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
子どもの権利	子ども用パンフレット (小学4年・中学1年生)	小学4年・中学1年生全員
	Kenri Book (冊子)	一般、地域関係者など
	子どもの権利 PR チラシ (一般・高校生)	高等学校など
	一般パンフレット	小学1年生全員の保護者
	3つ折リーフレット	子育てサロン、両親教室等の参加者
	母子健康手帳※1	妊娠届提出時に配布
	子育てガイド	乳幼児全戸訪問時に配布
子どもアシストセンター	絵本・大型絵本 (マール)	児童会館、図書館など
	子ども用チラシ	小学1年・小学4年・中学1年生全員
	子ども用カード	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒全員、児童会館利用の児童生徒
	子ども向け PR ステッカー (掲示用)	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校、児童会館、フリースクール等
	大人用チラシ	一般、地域関係者など
大人用カード	ドラッグストアの市内店舗、各区役所、各区保健センター、児童相談所、まちづくりセンター、市立保育所、区社会福祉協議会	

※1 保健所で作成

② 広報紙 (ニュースレター)

子どもの権利に関する広報紙、子どもの権利救済機関の広報紙を発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	地域や市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行)

子ども通信 (子ども向け)	地域や市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行)
あしすと通信 (主に保護者向け)	子どもアシストセンターの活動状況や相談事例など (年1回発行)。令和2年度は札幌市公式ホームページで公開。

③ 新たな普及啓発の取組

妊娠期からの継続的な普及啓発の一環として、母子健康手帳に掲載している子どもの権利についての内容を改訂したほか、新たに乳幼児の保護者等を対象として、子育ての気づきを交えたリーフレットを作成し、各区保健センターや保育・子育て支援センターで配布した。

また、子どもアシストセンターについては、子どもたちが日常的に目にする学級内やトイレなどの場所に貼付できる周知用のステッカーを各学校や児童会館等に配布したほか、札幌市広報部公式 Twitter や YouTube に広報動画の投稿を行った。



▲乳幼児保護者向けリーフレット



▲子どもアシストセンターステッカー

④ 出前講座等

学校関係者やPTA・保護者、地域団体等を対象に、子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する説明・講座等を実施。例年実施している子ども向けの出前授業や出前講座は新型コロナウイルス感染症のため多くが実施できなかった。

対面での出前講座の実施が難しい状況が続いていることから、新たに子どもの権利について説明する動画を作成し、一部でこの説明動画を使用した研修を行った。

《実績》

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
実施数	102	105	102	99	63	22

※ 出前講座等対象の内訳：学校関係者 (6)、PTA・保護者 (0)、地域団体等 (6)、児童会館等 (0)、その他 (10)

⑤ その他

より幅広い市民に子どもの権利を広報するため、子どもの権利普及ポスターを作成し、市内の学校や保育所などの関係施設、公共施設等に掲示したほか、大通地下コンコース内のサッポロスマイル市政PRコーナーにて放映を行った。

また、子どもアシストセンターについても、サッポロスマイル市政PRコーナー、区役所戸籍住民課モニターにてCM放映を行った。



▲サッポロスマイル市政PRコーナー

(2) さっぽろ子どもの権利の日事業

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

① 子どもの権利 せんりゅう・ポスター展

より多くの子どもが子どもの権利について考えてもらえるよう、例年募集しているポスター作品に加え、新たにせんりゅう作品を募集した。せんりゅう410作品、ポスター179作品と多くの作品の応募があり、その中から入選した奨励賞以上の作品をせんりゅう・ポスター展にて展示。今年度はより多くの市民に来場いただけるよう、展示会場を3か所に増やして開催した。

せんりゅう部門最優秀作品▼

期間	開催場所
令和2年11月2日（月） ～11月13日（金）	札幌市役所地下2階壁面掲示スペース
令和2年11月17日（火） ～11月23日（月祝）	アリオ札幌1階展示スペース
令和2年11月24日（火） ～11月27日（金）	札幌駅前通地下広場（チ・カ・ホ） 北1条イベントスペース東



将来の
ゆめはかならず
かなうから

▲ポスター部門最優秀作品
「こどもを守る権利」

② ラジオによる広報

さっぽろ子どもの権利の日の前日である11月19日にラジオAIR-G' FM北海道80.4「さっぽろまるあかりニュース」にて子どもの権利の普及・啓発及び子どもアシストセンターの紹介を行った。

(3) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施（教育センター等における研修）

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び中堅教諭・初任者を対象とした研修や一般教諭向けの研修講座を実施した。

【新任管理職研修】

実施日時/対象	令和2年6月2日…新任管理職(園長・校長54名参加)
内 容	講義「札幌市における子どもの権利に関する取組について」 講師：子) 子どもの権利推進課長、子どもの権利救済委員 新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実に関わる資料を提供した。(コロナ禍のため、対面での講義を中止し、資料配付で代替)

【中堅教諭等資質向上研修】

実施日時/対象	令和2年12月18日（金）…中堅教諭等資質向上研修受講者 (小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭181名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」 講師：教) 教育課程担当課指導主事、子) 子どもの権利推進担当係長 子) 子どものくらし支援担当係長 校内外でこれから中心的な役割を担っていく中堅教諭に対して、子どもの権利の考え方や実践例を紹介した。(コロナ禍のため、対面での講義を中止し、動画視聴による研修を実施)

【初任段階における研修「1年次研修」】

実施日時/対象	動画視聴による研修にて実施 配信期間：令和2年12月24日（木）～令和3年1月29日（金） 初任段階における研修「1年次研修」受講者（小・中・高等学校教諭 312名視聴）
内 容	講義「子どもの権利を大切にされた教育の実際」 講師：教）教育課程担当課指導主事、子）子どもの権利推進担当係長 子）子どものくらし支援担当係長 初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

【教育センター研修講座】

実施日時/対象	令和2年10月23日（金）…教員22名参加
内 容	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」 講師：教）児童生徒担当課指導主事 いじめに対する組織的対応の在り方を事例から学ぶとともに、いじめ等 のない信頼される学校づくりについて、講義を実施した。
実施日時/対象	令和2年7月8日（水）…教員24名参加
内 容	講義「不登校への対応」 講師：教）教育相談担当課指導主事 本市における不登校施策や各施設の効果的な活用の仕方を知るととも に、不登校についての基本的な考え方・現状・対応について、講義を実施 した。
実施日時/対象	【動画配信】令和2年7月28日（火）より講義動画の配信を開始 …教員23名が動画を視聴
内 容	講義「自殺予防の取組」 講師：守村 洋（札幌市立大学准教授） 青少年の抱える問題や自殺の実態を知り、自殺の危険段階に応じた適切 な対応について講義を実施した。
実施日時/対象	【集合研修】令和2年8月3日（月）…教員33名参加 【動画視聴】令和2年8月17日（月）…教員49名参加
内 容	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 講師：栗原 慎二（広島大学大学院教授） いじめや不登校の未然防止という観点から、よりよい学年・学級、学校 づくりに生かせる理論や日常生活で実践できるピア・サポートについ て、講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和2年7月31日（金）…教員29名参加
内 容	講義「不登校への対応」 講師：嶋崎 政男（神田外語大学客員教授） 不登校の要因・背景及び保護者や関係機関との連携・協働について、エ コマップの作成等を通じた講義を実施した。
実施日時/対象	令和2年7月31日（金）…教員35名参加
内 容	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談」 講師：嶋崎 政男（神田外語大学客員教授）

	教育相談の基礎や基本的な考え方を学ぶとともに、保護者への対応等について、講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和2年8月6日(木) ※7月31日実施の上記2講座を動画にまとめたものを視聴する研修を実施…教員72名参加
内 容	講義・演習「不登校への対応／子どもの育ちを支える教育相談」 講師：嶋崎 政男(神田外語大学客員教授)
	不登校の要因・背景及び保護者や関係機関との連携・協働、教育相談の基礎や基本的な考え方について、動画視聴と演習を実施した。
実施日時/対象	令和2年10月12日(月) …教員48名参加
内 容	講義「子どもの権利や命を守る」 講師：田中 燈一(田中法律事務所弁護士)
	いじめや少年事件の事例及び学校事故の対応について講義を実施した。

② 人権教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市人権教育推進事業において「子どもの権利に関わる学習の研究」を実施した。

令和2年度は、藻岩中学校において、自分や他者の大切さに気付き、人権を尊重しようとする態度を養う取組や子どもの権利の理解を深める学習に関する研究などを行った。

ア 子どもの権利の理解を深める学習に関する研究(中学校)

実施校	市立藻岩中学校
テーマ	自他の権利を尊重し、自分自身を大切にすることを養うと同時に、社会全体にも目を向け、当事者意識をもつことで、広く人権尊重の社会づくりに参画する意欲を育てる。
実践1	<p>○授業実践 公民的分野「人権と共生社会」での授業について(第3学年)</p> <p>○ねらい 札幌市子どもの権利条例を通して、子どもの権利を守るために大事にしなければならないことを考えることで、相手にも権利があり、お互いに権利を尊重し合うことが大切であることを理解する。</p> <p>○学習内容 子どもの権利パンフレットを活用し、自分自身が大切にしたい子どもの権利を選び、その理由を考えさせる。その後、パンフレットに記載されている事例から子どもの権利が認められない理由をまとめ、自分たちがもっている権利を守るために大事にしなければならないことは何か交流・発表する。</p>
	 
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・自他の権利を尊重し、自分自身を大切にすることを養うことができた。 ・学校全体の生活をよりよくするために、生徒自身が自分の役割や責任を自覚し、主体的に取り組むことで、生徒会活動が活発化された。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・技術・家庭科や特別の教科道徳と関連させ、一貫した取組を行うことで身に付けた資質・能力を生かすことができると考える。

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

(1) 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

① 子ども議会

未来を担う子どもたちに、札幌のまちづくりについて考え発表してもらうことで、市政に対する子どもたちの理解や関心を促進する取組。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて実施。市政について、所管課の講義(DVD形式)や、市職員との質疑を経て、子ども議員が選んだテーマについて各々書面で意見を提出した。

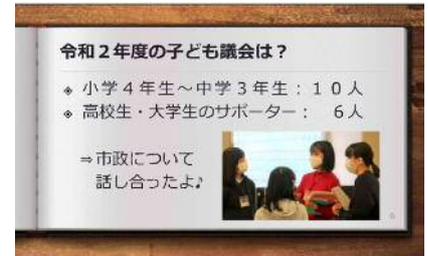
提出された意見は子ども未来局でまとめ、市)市民自治推進課の主催イベントである超まちフェスで職員が発表した。

【実績】

- 子ども議員：10名
高校生・大学生サポーター：6名
会議開催回数：1回（初回以降書面にて開催）
- 発表項目
 - ・ いじめ・学校教育について
 - ・ 人間と動物の関係や動物の保護活動について
 - ・ 食品ロスについて



▲話し合いの様子



▲発表の様子(超まちフェス)

② 市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。子どもから寄せられた提案・意見の概要やそれに対する札幌市の見解を、子どもの権利の広報紙に掲載している。



テーマ	主な意見	件数
①札幌市内の文化財の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財についてポスターなどにまとめる授業をすると良いと思う。 ・新聞に多くの方がわかりやすい文化財の歴史を書いたコーナーを掲載する。 ・札幌出身の有名人にPR動画を作ってもらい、人の多く集まる場所で流す。 	770件 (231通)
②文化財のイベントを企画しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財をまわるスタンプラリー ・文化財の〇×クイズ大会 ・文化財のフォト選手権 	

③ 4まち子ども交流事業（子どもの交流・参加の促進）

札幌市と同様に「子どもの権利条例」を制定している奈井江町・北広島市・長野県松本市と札幌市の子どもたちの交流事業「4まち子ども交流」を例年夏休みに実施している。

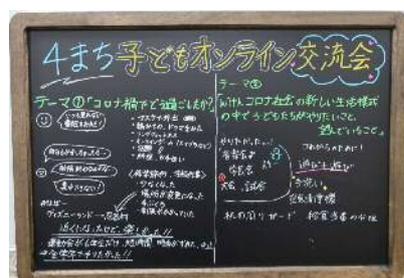
令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、夏休みの開催を見送り、冬休みにオンライン会議ツール Zoom を使用し、オンライン交流会を開催した。

各自治体から小学5・6年生9名が参加。札幌市からは小学5年生2名が自宅から参加したほか、ファシリテーターとして市内の高校生2名も参加した。

交流会では、高校生の司会進行の元、コロナ禍の過ごし方や子どもたちがこの先望んでいることなどについて、率直な意見を出し合い、交流を図った。

※ 奈井江町は、道内で最も早く平成14年に権利条例を制定しており、奈井江町子ども会議では、子どもがまちのイベントや地域の環境活動に関する取組を企画、実施している。

北広島市、長野県松本市は、平成24年に権利条例を制定。



④ 市政における子どもの意見表明の機会の促進

子どもを対象としたパブリックコメント（キッズコメント）やアンケート、ワークショップを実施するなど、市政に子どもの意見を反映する仕組みが拡大するよう、取組を推進した。

《主な取組》

項目	内容
子ども広報モニター	広報誌の誌面づくりなど本市の広報業務に子どもの意見を取り入れるため、小学生～高校生のモニターを対象に、2カ月に一度、誌面の内容・デザインなどについてアンケート調査を行っているほか、別途今後の誌面の内容や広報に係るアンケート調査を実施している。
「札幌市気候変動対策行動計画（案）」に対するキッズコメント	札幌市気候変動対策行動計画の策定にあたり、イラストを用い、表現を分かりやすいものにした小中学生向け資料を作成し、市立の小中学校、特別支援学校、中等教育学校及び児童会館に配布。寄せられた意見の概要とそれに対する札幌市の考え方をまとめた資料を作成し、学校等へ配布するとともにホームページで公表した。
環境教育・SDGs ワークショップ	これからの未来を担う子どもたちが、地球環境を意識して生活する心を育み、自発的な行動につなげるきっかけとなることを目指して小学生を対象としたオンラインによるワークショップを開催。地球の循環のしくみを学びながら、300年宇宙を飛び続けるロケットのために必要なことについてグループワークを行い、成果を発表した。

(2) 施設や地域における子どもの参加の促進

① 子ども運営委員会

児童会館やミニ児童会館全館において、子どもたちの自主性や積極性を育むために「子ども運営委員会」を設置し、施設運営のルール作りや様々な行事の企画・運営に子どもたちの意見を反映させた。

なお、例年であれば、地域住民を交えた世代間交流も積極的に行っているが、今年度は新型コロナウイルスの影響により、実施していない。

② 少年団体の支援

地域の子どもの活動等の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーの育成をすることで、地域の活動の円滑化・活性化を図り、もって地域の子どもの健やかな成長を推進する「ジュニアリーダー養成研修」を実施しているほか、少年団体の育成、活動の推進、加入の促進等の支援を行っている。

③ 子どもの体験活動の場の支援

旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「C o ミドリ（こみどり）」の運営を支援している。

C o ミドリでは、開館日には、毎日プレーパークを実施するほか、子どもたちにとって魅力的な様々な体験プログラムを提供している。

【実績】

○ 子どもの体験活動事業（プレーパーク及び体験プログラム）

- ・ 実施日数 162日（プレーパーク 118日、体験プログラム 44日）※延べ
- ・ 利用人数 1,030人（子ども 815人、大人 215人）

④ プレーパーク事業の推進

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、地域住民等が、公園等において規制を極力減らして開催・運営する「プレーパーク」を推進している。

《実績》

普及啓発事業	札幌市プレーリーダー研修会の実施、10名参加 出前講座等：10回、829名参加
活動支援事業	プレーパーク実施団体に対する活動の支援 ・実施回数 72回 ・参加者数 2,410名

(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、「子どもの参加」事業の多くが中止となったことに伴い、「子どもに分かりやすい情報発信」の事例

も減少している。

《子どもの参加 事例数》

年度	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度
市政への参加※ ¹	61	62	60	49	29
行事等への参加※ ²	592	635	614	564	278
合計	653	697	674	613	307※ ³

※¹ 子ども向けのパブリックコメント、アンケート（単なる行事参加者アンケートは除く）、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※² 行事の企画運営や当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

※³ 実施予定 559 件のうち、252 件が新型コロナウイルスの影響により中止となった。

《子どもに分かりやすい情報発信 事例数》

年度	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度
ホームページ	285	303	333	286	176
パンフレット等	305	305	323	310	173
その他	103	128	142	101	76
合計	693	736	798	697	425

② 地域

地域団体等が実施している、子どもの参加の実践例などの取組状況について調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、地域団体が実施する取組の多くが中止となり、事例数が大幅に減少している。

《事例数》

年度	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度
企画運営※ ¹	26	24	28	26	6
行事への参加等※ ²	220	255	265	274	73
大人の取組※ ³	93	95	101	107	63
合計	339	374	394	407	142※ ⁴

※¹ 行事の計画段階から子どもが関わっているもの。

※² 行事当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

※³ 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組や活動など。

※⁴ 実施予定 393 件のうち、251 件が新型コロナウイルスの影響により中止となった。

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの安心と学びのための環境づくり

① 学校における教育相談体制の充実

【相談支援パートナー事業】

不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「相談支援パートナー事業」を実施した。全中学校のほか、小学校20校に試行的に「相談支援パートナー」を配置し、子どもたちが安心して学校で過ごすことができるよう、別室での学習や体験活動、玄関での出迎えや電話による働きかけなど、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行った。

《相談支援パートナー事業 実績》

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
配置校で支援を行った児童生徒数	804	804	1,019	1,073

※ 相談支援（リーダー、パートナー）活用報告書より

【相談支援センター・相談指導教室】

市内6か所の教育支援センター・相談指導教室では、不登校児童生徒の社会的自立へ向けた不登校状況の改善を図るため、仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組む支援プログラムを実施した。

《教育支援センター・相談指導教室 実績》

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
登録児童生徒数	282	286	252	216

※ 6施設合計

【スクールカウンセラー（SC）】

全ての市立学校に心の専門家であるSCを配置し、不安や悩みを抱える児童生徒やその保護者への教育相談体制の充実を図った。SCは、児童生徒や保護者向けの文書を発行したり、命の大切さをテーマにした授業の講師を務めたりするなど、各学校における心の健康に関する啓発に取り組んだ。

《SCの配置時数》

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
小学校	63	66	69	69
中学校	284	284	284	284
中等教育学校	560	560	560	560
高等学校	280	280	280	280
特別支援学校※	560	840	840	840

※ 5校合計

【悩みやいじめに関するアンケート調査】

教育委員会においては、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施し、「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから状況を聞き取り、適切に対処した。

各学校においては、いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめの取組年

間計画に基づいた組織的ないじめ防止策を推進した。

また、教育委員会のアンケート調査のほか、学校独自のアンケート調査を定期的に行い、その回答を基に子どもとのきめ細かな教育相談を実施することで、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

《いじめに関する意識調査（市立小学校、中学校、高等学校の合計）》

年度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度
いじめられたことがある	12.5% (17,286 人)	13.1% (18,026 人)	12.9% (17,696 人)	9.9% (13,498 人)
ない	86.9% (119,928 人)	86.0% (118,047 人)	86.5% (118,249 人)	89.6% (122,402 人)

※ 「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い、保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、解消に向けて教育委員会が継続的に状況を確認している。

② 多様な学びを支える環境の充実

【フリースクール】

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

《実績》

補助団体数	9 団体
補助額合計	14,964 千円（令和 2 年度交付額）
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

【若者への支援（若者支援施設）】

若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内 5 か所の若者支援施設を拠点として、高校生等を含む若者の居場所を提供し、若者の社会的自立に向けた支援や交流・社会参加のきっかけづくりを行っている。

平成 30 年度からは、高校中退者等の高卒認定試験に向けた学習支援を行うなど、若者の進学や就労の支援も実施している。

(2) 子どもが安心して暮らせる環境づくり

① 放課後の居場所づくり

【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、現在は 108 館整備している（令和 2 年度末時点）。小学校の改築等に併せて既存の児童会館やミニ児童会館を小学校と複合化した児童会館とする再整備を進めており、令和 2 年度は、「エルムの森児童会館」（新陽小学校）、「常盤児童会館」（芸術の森小学校）を整備した。

【ミニ児童会館】

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を設置しており、現在は 92 館整備している（令和 2 年度末時点）。

【中・高校生の居場所づくり】

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、夜間利用「ふりーたいむ」の実施など、中・高校生の利用促進につながる体制及び環境づくりを行っている。

② 「子ども食堂など地域の子どもの居場所づくり」の推進

【子どもの居場所への関わり】

平成 30 年 8 月から開始した「子どものくらし支援コーディネート事業」において、子どもコーディネーターが地域を巡回する中で、子ども食堂など子どもの居場所にも出向き、気になる子どもがいた際のつなぎ等を依頼している。

（訪問団体数：31 件 ※令和 3 年 2 月末現在）。

また、子ども食堂を中心に構成される「こども食堂北海道ネットワーク」とも情報交換を行い、関係団体との連携を図った。

【子どもの居場所づくり支援事業】

令和 2 年度から、子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動に係る経費の一部を補助する事業を実施している。

《子ども食堂活動支援補助金》（令和 2 年 8 月～令和 3 年 3 月）

内容	子どもの居場所づくりをする活動で、新たに開始する場合、又は内容の拡充や機能の強化を図って取り組む事業に対する補助
対象経費	会場使用料、保険料、普及啓発費、物品・教材購入費などの経費
補助金額	10 万円以内/年、補助率：対象経費の 2/3 以内
実績	11 団体に計 828 千円を交付

《子ども食堂緊急応援補助金》（令和 2 年 5 月～7 月）

内容	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子ども食堂など子どもの居場所での食事の提供に代えて、弁当等の配布・配達を行う取組に対する補助
対象経費	食材購入費、消耗品費、会場使用料、普及啓発費などの経費
補助金額	10 万円以内/年、補助率：対象経費の 2/3 以内
実績	20 団体に計 1,241 千円を交付

③ 青少年健全育成の取組

地域において青少年の健全育成を推進するため、連合町内会単位に各地区育成委員会を組織（90 地区）し、社会参加や多様な体験機会等の提供、安心・安全の環境づくり事業など、町内会、学校など関係団体と連携を図りながら、地域の特性を生かしたさまざまな活動を行っている。

子どもの問題行動に早期に対応するため、子ども未来局及び各区役所に少年育成指導員を配置し、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や悩みごと等の相談アドバイスをを行うほか、地域の諸団体へ青少年の健全育成・非行化防止に向けた取組の支援を行っている。

(3) 困難を抱える子どもへの気づき・相談支援

① 子どもの貧困対策の取組

子どもの貧困対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成30年3月に「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定し、相談支援体制の充実・強化、子育てや学びへの支援、保護者の就労支援など様々な取組を進めている。この計画においては、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげることを特に推進すべき取組としている。

その取組の一つとして、平成30年8月から、子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が地域を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる「子どものくらし支援コーディネート事業」を開始し、以降、段階的に巡回対象地区を拡大して実施している。

《実施状況》

年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度
時期	平成30年8月 ～10月	平成30年11月 ～31年3月	平成31年4月 ～令和元年7月	令和元年8月 ～2年3月	令和2年4月 ～3年3月
コーディネーター 配置人数	1名	3名	3名	5名	5名
巡回対象 地区	2区10地区	6区30地区	6区30地区	10区50地区	10区61地区
相談受理 件数	374件		460件		288件

※ 令和2年度相談受理件数は暫定値

② 児童生徒を取り巻く問題解決への支援（スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業）

児童生徒の悩みや困りの背景には、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒がおかれている環境に問題が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難なケースも多い。このため、教育の分野に関する知識に加えて、社会福祉等の高度な専門的知識や経験を有するSSWを学校に派遣し、児童生徒がおかれた様々な環境に働きかけたほか、関係機関等とのネットワークを活用して問題の解決に向けた活動を進めた。

《SSWの対応件数》

年度	平成30年度	令和元年度	2年度
対応件数	1,762	1,904	2,591

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第33条に基づき設置された子どもの権利の侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

① 子どもアシストセンターの概要

【目的】

権利条例第33条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

【特徴】

- ・ 権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- ・ 相談の延長としての調整活動、救済の申立て・自己発意に基づく調査・調整・勧告等を行うことができる。
- ・ 通話料のかからない子ども専用電話を設置している。
- ・ Eメールによる相談を導入している。
- ・ 令和2年度からLINEによる相談を通年実施している。

(LINEによる相談は令和3年3月26日より一時休止中)

② 相談活動の実績

令和2年度の相談件数は、実件数882件、延べ件数3,230件であり、前年度比では、実件数で12.1%減、延べ件数で5.5%増であった。

なお、この件数には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。

《相談件数【P.2再掲】》

年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
実件数	833 (16.7%減)	943 (13.2%増)	833 (11.7%減)	1,003 (20.4%増)	882 (12.1%減)
延べ件数	3,515 (13.7%減)	3,299 (6.2%減)	2,653 (19.6%減)	3,062 (15.4%増)	3,230 (5.5%増)

()は前年度比

【相談状況の内訳】

子どもからの相談が68%、母親からの相談24%を占め、両者を合わせると実件数の92%を占めている。相談してきた子どものうち、最も多いのは中学生(287件、48%)、次いで高校生(127件、21%)、小学生(126件、21%)となっている。また、相談(保護者等からのものも含む)の対象となった子どものうち、最も多いのは中学生で実件数の42%を占めている。

相談方法別では、保護者等からは電話による相談が多い一方で、子ども本人についてはLINE、Eメールによる相談が高い割合を占めている。

令和2年度は、子どもにとってより相談しやすい体制を構築するため、無料通信アプリ「LINE」による相談を、平成30年度、令和元年度の試行実施結果を踏まえて、通年実施を開始した。

しかしながら、LINEの個人情報管理の問題の発覚を受け、令和3年3月26日より

り、相談者が安心して相談できる状況になるまでの間、LINEによる相談を一時休止している。

《相談方法・子どもとの関係別延べ相談者数》

関係 相談方法	子ども 本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電話	481	186	678	27	73	71	1,516
	14.7%	5.7%	20.7%	0.8%	2.2%	2.2%	46.2%
面談	82	29	44	7	11	6	179
	2.5%	0.9%	1.3%	0.2%	0.3%	0.2%	5.5%
Eメール	663	3	91	0	0	13	770
	20.2%	0.1%	2.8%	0.0%	0.0%	0.4%	23.5%
LINE	803	0	5	4	1	1	813
	24.5%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	24.8%
その他	2	0	0	0	0	1	3
	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
合計	2,031	218	818	38	85	91	3,281
	61.9%	6.6%	24.9%	1.2%	2.6%	2.8%	100.0%

※ 相談者が複数となる相談があるため、延べ相談者数は延べ相談件数に一致しない。

③ 調整活動の実績

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間には公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、救済の申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

令和2年度の調整活動は、19件の案件について実施した（元年度は13件）。

このうち学校を調整先とする案件は11件であり、学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った事案が多くを占めた。なお、児童相談所を調整先とした案件は、5件であり、うち3件は虐待が疑われる案件として、児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき児童相談所通報したものである。

《相談項目・調整先別「調整活動」件数》

調整先 相談項目	小学校	中学校	高 校	市教育 委員会	児童 相談所	その他	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	0	0	0	0	5	3 ^{※1}	8
学校（幼稚園）生活 (いじめ、子どもと教師の 関係、不登校など)	4	4	3	1	0	0	12
合 計	11			9			20 ^{※2}

※1 北海道警察（1）、市保健福祉局（1）、札幌法務局（1）

※2 複数の先に調整したケースがあるため、調整先の合計数と調整件数（19件）は一致しない。

④ 救済の申立てによる調査

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とし、解決のために必要なときは調査や調整を行う。調査や調整は、相手を諷めたり白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

令和2年度に救済の申立てがされた案件はなかった。

⑤ 他の機関との連携

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民20機関が参加)」を開催している。

(2) 児童虐待への対応

① 児童虐待への対応状況

24時間365日対応している「子ども安心ホットライン」を児童相談所に開設しており、虐待通告を受け付けるとともに、子育ての悩み相談にも対応している。

各区の家庭児童相談室には28年度から主査(相談・支援)に替えて家庭児童相談担当係長、事務職員、家庭児童相談員がそれぞれ1名ずつ配置されており、令和2年4月からは、大規模区等に事務職員を1名増員する等、体制が強化されている。

《児童虐待取扱件数(児童数)》(令和2年度は速報値)

年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
児童相談所	1,798 (21.5%増)	1,913 (6.3%増)	1,885 (1.5%減)	2,401 (27.4%増)	2,562 (6.7%増)
区役所	232 (45.0%増)	179 (22.8%減)	231 (29.1%増)	276 (19.5%増)	295 (6.9%増)

()は前年度比

【令和2年度(速報値)の虐待内容の内訳】

身体的虐待:18.8%、性的虐待:0.8%、ネグレクト:22.8%、特に、心理的虐待の割合が全体の57.6%と多くを占めている。(児童相談所取扱分)

《児童虐待通告受付件数(児童数)》(令和2年度は速報値)

年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
児童相談所	2,216 (11.3%増)	2,127 (4.0%減)	2,170 (2.0%増)	2,510 (15.7%増)	3,150 (25.5%増)
区役所	254 (117.1%増)	305 (20.1%増)	246 (19.7%減)	312 (26.8%増)	419 (34.3%増)

()は前年度比

② 児童虐待防止の取組

地域における虐待の予防や早期発見に向け、オレンジリボン地域協力員の養成研修を実施しているほか、「児童虐待防止推進月間」(11月)を中心に、「オレンジリボン講演会」(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止)をはじめとした各種啓発活動を行っている。

また、保育所や学校、事業所の教職員など日常的に子どもと関わる方向けに、日常的に見てもらい支援の際に役立てられるよう、児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を作成した。



③ 児童相談体制の強化に向けた取組

「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に掲げた取組を継続・推進するとともに、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会等での検討を経て、各区家庭児童相談室の機能強化や(仮称)第二児童相談所設置をはじめとする、新たな方向性と取組をとりまとめた「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」(計画期間:令和2年度~令和6年度)を策定した。

④ 児童虐待防止対策推進本部

令和元年6月に市内で発生した2歳女児死亡事例を受け、児童虐待防止に関する対策を全庁的に推進し、組織横断的な取組とその進捗管理を進めていくため、令和2年4月に「札幌市児童虐待防止対策推進本部」を設置した。

令和2年度に開催した推進本部会議においては、「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」の7つの提言に対する取組方針を定め、具体的な取組について協議を行った。

今後、取組の実施状況等について、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会から外部評価を受け、更に取組を推進していくこととしている。

⑤ 困難を抱える若年女性支援事業

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」の提言の1つである「思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性」を受け、令和2年10月から令和3年1月にかけて、10代後半から20代前半の女性を対象に、悩みや困りごとを把握するためのヒアリング調査及びアンケート調査を実施した。令和3年度からは「困難を抱える若年女性支援事業」を開始することを予定しており、調査で明らかとなった若年女性が抱える悩みや困りごとに対応した支援を実施していく。

Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。令和2年度は、第5期委員会（平成30年9月～令和2年9月）において権利条例に関する取組状況の検証、任期満了に伴う第6期委員会（令和3年2月～令和5年2月）の委員改選を行った。

【実績】

- ・委員数：【第5期】14名（公募委員6名、うち3名が子ども委員）
【第6期】15名（公募委員6名、うち3名が子ども委員）
- ・分野：学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
- ・開催回数：第5期 1回、第6期 1回（いずれも書面で開催）

2 第3次子どもの権利に関する推進計画

権利条例の基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。計画の評価・検証は、子どもの権利委員会で実施している。

【計画期間】

令和2年度～令和6年度（5年間）

【基本理念】

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

【基本施策】

1. 子どもの権利を大切にすることの意識の向上
2. 子どもの参加・意見表明の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利侵害からの救済

【成果指標】

指標	対象	実態・意識調査※1	アンケート調査※2	目標値 (令和6年度)
		平成30年度	令和2年度	
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	67.4%	67.6%	80%
子どもの権利についての認知度	子ども	61.4%	71.0%	75%
	大人	61.0%	63.1%	75%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8%	62.3%	70%
	大人	49.2%	50.7%	65%
いじめなど不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合（目標値は令和5年度）※3	小学生	93.5%	93.1%	96%
	中学生	88.1%	88.9%	90%
	高校生	87.9%	90.2%	90%

※1 「子どもに関する実態・意識調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」結果。子ども未来局が実施。

※3 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。「悩みやいじめに関するアンケート調査」結果。教育委員会が実施。

【活動指標】

指標項目	平成 30 年度	令和 2 年度	目標値 (令和 4 年度)
出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数（累計）	—	22 件	300 件
地域団体等による子どもの参加の取組の実施数	265 件	73 件	280 件
子どもアシストセンター「LINE」相談件数	38 件	813 件	1,000 件
オレンジリボン地域協力員登録人数（累計）	16,346 人	17,080 人	19,200 人